

第十回国会 大蔵委員会農林委員会水産委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年三月九日(金曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

三宅 則義君 吉米地英俊君

宮崎 靖君 水田三喜男君

松尾トシ子君 内藤 友明君

農林委員会

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 足鹿 覺君

遠藤 三郎君 小淵 光平君

川西 清君 河野 謙三君

原田 雪松君 平野 三郎君

大森 玉木君 坂口 主税君

八百板 正君 池田 峯雄君

横田基太郎君

水産委員会

委員長 富永裕五郎君

理事 二階堂 進君 理事 林 好次君

理事 上林與市郎君

石原 圓吉君 小高 憲郎君

川村善八郎君 田口長治郎君

永田 節君 小松 勇次君

佐竹 新市君 井之口政雄君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

大蔵事務官 舟山 正吉君

(銀行局長)

農林事務官 塩見友之助君

(大臣官房長)

農林事務官(大臣官房農林金融課長) 富谷 彰介君

委員外の出席者

農林中央金庫理事 山下 利義君

農林中央金庫事務部長 杉野精一郎君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

農林委員会専門員 岩隈 博君

農林委員会専門員 藤井 信君

水産委員会専門員 徳久 三種君

本日の会議に付した事件

農林漁業資金融通特別会計法案(内閣提出第六三三号)

農林漁業資金融通法案(内閣提出第六四号)

○千賀委員長 これより大蔵委員会、農林委員会、水産委員会の連合審査会を開会いたします。

本日の委員長の職務は都合によりましまして、私が勤めさせていただきますことになりましたので、御了承をお願いいたします。

それではこれより農林漁業資金融通特別会計法案、及び農林漁業資金融通法案を一括議題といたし、同案に対する質疑に入ります。

農林漁業資金融通特別会計法案
(設置)
農林漁業資金融通特別会計法
第一條 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第 号。以下「法」という。)による貸付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資本)

第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出)

第四條 この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの繰入金、第十二條の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、同條の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の貸付計画表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(利益の処分)

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを一般会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金(当該年度において、前條の規定により一般会計に繰り入れなければならない額があるときは、その額を控除したものを)翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第十二條 この会計において貸付金を支弁するため必要があるときは、第三條に規定する資本の額の範囲内で予算をもつて定める額を限度として、この会計の負担において、資金運用部から借入金をすることができ。

(借入金の借入及び償還等の事務)

第十三條 前條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四條 第十二條の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

ばならない。

(経費支出の制限)

第十五條 この会計において、第十二條の規定による借入金、利子及び事務取扱費その他の諸費を支出するには、毎会計年度末におけるこれらの経費の支出額の合計額が当該年度末における貸付金の利子及び附屬雑収入の収納額の合計額をこえないようにしなければならない。

(余裕金の預託)

第十六條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(資金交付)

第十七條 政府は、法第五條第一項の規定により金融機関に対し貸付に関する業務を委託した場合においては、当該金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(支出未済額の繰越)

第十八條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十九條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の三を同條第十三号の四とし、同條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「國營馬場特別会計」の下に「農林漁業資金融通特別会計」を加える。

農林漁業資金融通法案

農林漁業資金融通法

(目的)

第一條 この法律は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通することを目的とする。

(資金の貸付)

第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、政令の定めるところにより、農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」という。)に対し、毎年度予算

の範囲内において、左に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 林道の開発又は復旧に必要な資金

四 漁港の修築又は復旧に必要な資金

五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金

必要な資金

六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金

(貸付の条件)

第三條 前條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の利率は、左表の範囲内で政令で定め、償還期限及び据置期間は、左表の範囲内で主務大臣が定める。

貸付金の種類	利率		償還期間	据置期間
	最高	最低		
一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	年六分	十五年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分厘	年四分厘	十五年	三年
ロ その他のもの	年七分	年六分	二十年	五年
二 造林に必要な資金	年七分	年六分	二十年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分	年四分	二十年	五年
ロ その他のもの	年五分	年四分	二十年	五年
三 林道の開発又は復旧に必要な資金	年五分厘	年四分厘	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの	年八分	年七分	十五年	一年
四 漁港の修築又は復旧に必要な資金	年七分	年六分	十五年	一年
五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金	年一割五厘	年九分五厘	十年	一年
イ 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るもの	年一割五厘	年九分五厘	十年	一年
ロ その他のもの	年七分	年六分	十五年	一年
六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造修又は取得に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年

2 貸付金の一事業当りの金額は、公共事業による補助事業に係るもの及び塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るものについては、当該事業に要する費用の額から当該事業について支出される補助金の額を控除した金額の八割に相当する金額、その他の事業に係るものについては、当該事業に要する費用の八割に相当する金額を限度とする。

3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた者(その者の包括承継人を含む。以下同じ。)は、貸付金についていつでも繰上償還をすることが出来る。

4 政府は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合には、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することが出来る。

一 貸付を受けた者が償還金の支拂を怠つたとき。

二 貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。)が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

5 政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除すること

三 前各号に掲げる場合の外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の條項に違反したとき。

政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除すること

政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除すること

政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除すること

ができる。

6 貸付を受けた者が、災害その他特別の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付の條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。

(貸付金の使途の規正)

第四條 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 政府は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するために、必要に応じ、貸付金をもつて行ふ事業の工事施工者等に対して直接に資金を交付する等資金の交付に關し適切な措置をとることが出来る。

(業務の委託)

第五條 政府は、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機關に對し、貸付に關する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回收その他貸付及び回收に關する業務を委託することが出来る。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)の受託業務に關する準則を省令で定めなければならない。

3 受託者たる金融機關の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事

する職員とみなす。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行うことができる。

(報告及び検査)

第六條 政府は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付を受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付を受けた者に対しては貸付金をもつて行ふ事業の範囲内、受託者に対しては当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第七條 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

(罰則)

第八條 貸付を受けた者又は委託者たる金融機關の役員若しくは職員が、第六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農林漁業資金を融通すること。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 農林漁業資金を融通すること。

○千賀委員長 質疑は通告順にこれをお許しいたします。富永格五郎君。

○富永水産委員長 農林漁業資金融通法案が去る一日農林委員会にかけられ、審議せられておりますが、水産委員会におきましてもきわめて関連の大きい法案でありますだけに、私どもの委員会におきましても、それ／＼法案の説明を聞き、今後可能な範囲において質疑をすることを考えておりますが、本日ここで大蔵、農林合同審議會を申し込みまして、私どもの立場から質疑をいたしたいと考えた次第であります。

この法案に対して、私どもは農林大臣並びに大蔵大臣、それ／＼の所管につき御質疑をいたしたいと思ひますが、ただいま農林大臣が御出席になつておりますから、主として農林大臣に對しての質問をいたしたいと思つてお

ります。もちろんただいま申し上げました通り、融通法の各項につきましても、適當な機会を見て質疑をしますし、また他に質疑を通告いたしておりますたくさん委員各位からもいたされたいと思ひますので、一応私からは、農林漁業融資計画、六十億の配分内容について質疑をいたしたいと考えるものであります。公共事業費の中において、北海道開発庁の分ももちろん含んで、北海道的に漁業に対する農業、林業の比率を見ますと、水産業の約十三億に對しまして、農業は百二十二億であります。約十倍、林業は六十億で約五倍、すなわち水産業は大体農業の十分の一、林業の五分の一というふうになつておるのであります。この融資計画を見ますと、六十億のうち農業は約四十二億、林業は十二億、水産業は三億であります。その比率を見ますれば、農業の十三分の一、林業の四分の一であります。従つて公共事業費の場合における農業と水産業の比率と對比してみますと、十分の一が十三分の一に減ぜられておるといふ、この内容が示されておるのであります。従つて私ども水産に關與いたします者としてしましは、当局の考え方が、必要以上水産業を輕視している傾向があるやに、この案からは見られるのであります。この点に對して一応御説明願ひたいと思ひます。なお續いて二、三御質問があります。まずこの点を一応お尋ねいたしたいと思ひます。

○廣川國務大臣 法案の内容についてのお話でありまして、按分比率について御質疑のようであります。決してわれ／＼は輕んじておるわけではありませんで、單に数字が少し違つてお

るという程度であらうと思ひます。今後また他の特別会計や、預金部資金等もこれからたくさん入れたいと思ひますので、その時期にはまたその点を是正する考えでおるわけでありませう。

○富永水産委員長 ただいまの農林大臣からの説明に對しては、おそろく他の委員からも關連的な質問がなされると思ひます。

次に水産業については、法案の第二條四号に、「漁港の修築又は復旧に必要な資金」と相なつており、これがおもであります。六号に言うところの「共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」については、ほとんど取上げられておらないように考えられるわけでありませう。漁港を整備することはもちろん重要であります。が、漁港の整備のみでは水産業の振興は期せられないのであります。その他漁獲物の高度利用についての製氷、冷凍施設あるいは倉庫等は、ぜひとも資金計画の中に織り込んでいただきたいと考えておるわけでございます。私どもも伺つておる範囲におきましては、もちろんその重要性を認めて織り込むことになつてゐる。この表には載つておらないけれども、そういうふうには考えられておるといふところまでは何つておるのでございませうが、その真偽については、所管大臣からはつきりお聞き取りをしておかなければならなし、またたとえばそういうふうな含みがあると思ひましたけれども、少くもこの融資計画に載つておらない限り、ただ含みだけでは餘に描いたばちもちになるのであります。あるいはこの計画に載つてさへも、ともすればあふないと考えられる予算計画が、まるき

り頭から載つていないということでは、その点非常に遺憾に考えられるのでありますから、そういう含みがあるかないか、またその含み等はいかなる方法で実現せられるお考えでございましょうか、この点を聞きたいと思ひます。

○廣川國務大臣 漁港その他については、お尋ねであります。これは預金部資金を入れた場合に十分考えたいということでありまして、それから高度利用につきましては、見返り資金からの含みもありまして、見返り資金から直接貸しつける方法もありまして、その点を見合せてやつておるわけでありまして、

○富永水産委員長 次に、法案の名称を見まして、農林漁業資金融通法案というふうになつておるのであるにかかわらず、この表を見ますと、塩田その他にも予算が考へられておるのであります。これらは、私どもが考へまするのに、政府事業であるならば、はつきり政府事業として行くべきであつて、何もこれは金を貸しつけて利息をとつて云々というふうなことにほならないのではないかと。もちろんこの点は大蔵大臣所管ではございまして、しかし少くもこれが農林漁業融資計画である限りにおいて、農林大臣におかれどもお考えがあることと存するので、大蔵大臣が出席せられてからまたあらためて質問するとしてしましても、農林大臣はどういうお考えでございましょうか、この点を聞きたいと思ひます。

○廣川國務大臣 ちよつと見ると塩田は縁がないようでありまして、やはり田がついておるから関連を持たさしてもらいたいと思ふのであります。われわれも、さういふことは、せめて食料増産だけでも内地でつくりたいということ、閣議でさういふきめたいわけでありまして、

○富永水産委員長 今私の方から申し上げた質問につきましては、農林大臣におかれては、それ／＼い／＼の含みを持つて考へていただいておりますのであります。私も水産委員の立場からいたしますと、さらに再質問の形になります。この融資計画というものはどうしてもこれで押し通さなければならぬ、もちろん閣議決定である以上、さういふお考えになつて、軽々にこれをかえられるものであるとは思ひませんが、しかしわれ／＼の思ひは、だれ／＼の思ひと内容でございまして、これをもう一ぺん白紙に還元してお考へになる余地はないかどうか、また預金部資金がさらに六十億考へられておるということも承つておるのでございまして、さういふ場合にはやはりこの率で行くものか、さらにたゞいま申し上げましたような、水産関係の重要性にかんがみられまして、ただいま質問いたしました点をお取上げになつて、再配分をお考へになつていただければどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 白紙にしてくれというお話であります。い／＼困難な事情を冒して、やつとこゝまでつちあげたのであります。ぜひこれは御承認を願ひまして、まだそのほかに皆

さん方の御協力を得て、どうしても近いうちに、われ／＼は六十億の預金部資金を入れたいと思ふのであります。その方面に重点を置いてもらいたいと思ふ次第であります。

○川村委員 ただいま富永委員長からお話のあつた農林漁業の融資計画について質問をしたいと思ひます。私は少しく専門的に農林大臣に質問をしたいのであります。もし農林大臣がおわかりにならなければ、農林大臣にかかわるべき人から御答弁願ひたいと思ひます。

そこで農林漁業についての融資をするというお気持は、法案の細部にわたつていさゝか議論がありますけれども、趣旨についてはまことに敬意を表するものであります。ただ漁業というものの見方の問題であります。そこで私の第一に伺ひたいのは、われ／＼は海を農業の田や畑と同様に考へておるのではありませんか。この融資計画の中に、北海道魚田開発という字句がある。田畑同様に見ていることはこれをどうも明らかであります。そこで田である以上はこやしをやらなければならぬ、あるいは灌漑等もやはり海の中に通さなければならぬ、またいわゆる土地改良にひいては、こやしや土地改良的なものに魚礁というものがあります。これはもちろん農林大臣は御存じかもしれませんが、海の中に暗礁をつくつて、これに魚をつける、さうしてそれを漁獲するという使命を持つた魚礁と云ふのがあります。それからこんぶ礁、これはこんぶのりやその他海藻をつけることの仕事であります。それから植付林といつて魚を岸に寄せる

ところの林をつくる。それから磯を掃除して、磯草をつけるといふようなことは、田畑であるならば土地改良であります。その土地改良をいかに考へてゐるか、これも漁業の一環として考へるべきであると思ひますが、いかがお考へになりますか。

それからさらにここには漁業の問題で、漁港の修築と漁港の災害復旧等の問題に重点を置いて考へております。それが、林業と比べてみると、林業の植栽とかあるいは補栽といふようなことも相当に重要視して融資の割当計画をしております。なるほど漁港は漁業には土地でございまして、重点的ではありますけれども、ただ漁港をつくるてやつただけでは、決して漁業は発展するものではありません。漁港に次ぐべきものは、すなわち漁港法に織り込んでおりますところの機能施設、これを具体的に申し上げるならば、重油タンクあるいは給水、あるいは冷蔵庫、その他倉庫、製氷等の機能施設がなければ、漁港の使命を十分に發揮することはできません。さらに漁業の発展を期し得ることはできないと考へます。

片一方林業については、もちろん道路等のごときは固定資産となるものであるけれども、植栽とか補栽といふたようなものはむしろ機能的なものであつて、これは決して固定的なものではないと考へます。従つて漁港の機能を發揮せしむるには、もちろん漁港については相当の予算も織り込まなければならぬと考へます。今度の融資措置から行きまして、相当の融資をしなければならぬことは当然でありますけれども、その漁港を十分に活用するためには機能施設、すなわち先ほど申し上げたような

施設についても十分に融資をして、活発にその漁港を働かせて、漁港を安定させなければならぬと考へてゐるのであります。そこでこの二つの問題を、私は漁業と一貫して、すなわち田や畑同様にするべきである、農業と同様にやるべき施設であると思へるのであります。農林大臣のお考えはどうか、私はお考へによつてはさらに質問したいと思ひます。

○廣川國務大臣 ただいまの魚礁、こんぶ礁、植付林等についての考へは、私まつたくその通りだと思ふのであります。なおそれにつけ加えて山を伐採いたしますと、河の水が混濁いたします。微生物の発生を妨げたり、あるいはこんぶ礁を非常に妨害したりすることはよく承知いたしております。これは農地改良と同じようにわれわれは考へております。

それからまた漁業についての魚港の問題であります。漁港は港内におけるすべての設備までやはり包含するものが当然だと思ひます。あなたの御指摘のほかに、もう一つ海員また職員の厚生施設等までも含めるのが、当然だと思ひます。

○川村委員 ただいま私が農業と漁業等につきましての根本の考へ方を具体的に質問いたしました。その通りだ、むしろ大臣は積極的に私以上に考へてゐるのであります。そこでこの法案の内容には、なるほど第二條の第六号におきましては、「農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」さういふふうな機動的な項目になつております。であるが、事実この融資計画の内容を見ますと、私がただいま質問し、農林

大臣が答へた趣旨には、何らこれには考えられておりません。この点において私はいささか不満を持つものであります。そこで農林大臣は、今後の預金部資金の獲得によつて何とか考えようという腹のようであります。しかしこれは、獲得してみなければどうなるかわかりません。農林大臣は水産委員会において、いわゆる水産銀行はできんだと自信満々でわれ／＼に説明しております。その水産銀行がお流れになつて、そして今度のこの農林漁業資金融通法案というものが出来て、これでお金をにぎつてもうであらうと私は考えるのであります。はたして水産銀行は、農林大臣の強弁されたように実現ができるのであるかどうか。それから、ほんとうに今度の預金部資金から相当の融資が出て、漁業に対しては、ただいま私が申し上げたようなものに融資をするという決心を持つておられるかどうか。これは決心を持つても、実現できなければ何にもなりません。繪に描いたばかりではどうにもなりませんので、私たち漁民に、融資を多額に獲得するという意思がほんとうにあるかどうかというのを、まずもつて承ります。

もう一つ、この融資計画の中に「塩田その他」と書いてある。「その他」といふは相當に広くなります。まず「その他」といふことの見解と、それから塩田といふふうなものは農業であり、か、漁業でありますか。私どもは漁業に塩田があるとは考えたこともありませんし、これまで水産委員会問題になつたこともありません。農林大臣はこれを農業とみなすか、漁業とみなすか、この見解を明らかにしてもらいた

いのであります。最初私たちの構想が百五十億であつたことは、あなたの御承知の通りであります。それを六十億に圧縮したために、そのような無理が出ておるのであります。それで六十億の融資をつけてあなたの方の御希望に沿うように努力したい、こう言つておるのであります。この委員会を通じて、ここにぜひこの六十億の預金部資金の融資が入るよう、御協力を願いたい、ということを言つてゐるのであります。それから水産銀行の構想とはまつたく違つておるのであります。水産銀行は決してお流れになつておりません。今事務の折衝中でありませう。水産業に対して、別な金融をつけなければ、あの漁業改革の問題が根本的に解決しないことも、あなたは十分御承知だろふと思うのであります。そういうあなたの方の今までの信念で、ぜひ御協力を願いたいと思ひます。それから塩田について、これが何業に属するかということにつきましても、これは塩業に属するものであると思ひます。

○川村委員 大体前者については承知いたしますが、ただその問題について富永君の、この融資計画を白紙にすることができないかという質問に対しては、相當苦慮をしてこれまで持つて行つたのだから、白紙にすることはできないといふお答えであります。私は白紙にしようとは申しません。〔千賀委員長退席、富永委員長着席〕ただこの融資の内容を、農林大臣において大幅に訂正をする御意思があるかどうかといふことを承り、さらに「塩田その他」と言つたら、塩田は塩業だと言ふ。塩業であることはわかりませう。この農業であるか漁業であるかはつきりしない塩業に対して、何ゆゑに農林水産融資をするか。ここに私は問題があると思ひます。塩業であることばかりです。塩業は農業でもなければ、漁業でもないとするならば、法律をつくつて、そして法律に沿わない融資を何ゆゑにするかといふことを、私は農林大臣に質問したいのであります。

○廣川國務大臣 先ほど「その他」といふことの説明を申し落しましたが、これは書いて字のごとく、農林水産関係で列挙しないものを指すと御解釈を願ひたい。それから塩田についてのお尋ねであります。これは農業と漁業の中間にあつて、立地条件から見ると相一貫しておるようなものでありますから、その程度でごかんべんを願ひたいと思ひます。

○川村委員 融資計画については、いろいろ事情があるようであります。しかしそれを緩和するためには、漁業方面には特に預金部資金の借入れをして、融資の完全を期すという御お心持を尊重するのでありますから、近いうちにぜひその実現をされんことを要望いたしておきます。

さらに、塩業といふものは中間にある。まことに解せないものであります。が、これも農林大臣の腹の中に何か含みがあると思つておりますので、これ以上責めません。ただ漁業があまりに閉鎖されておりますので、これなりの融資計画で、今後何か補足するところの資金計画がなければ、われ／＼は返上するといふ機運であります。でありますから、本案の問題につきましては、もちろんわれ／＼の所管ではないといへども、水産委員会には相當強い反対があるものと覚悟しなければならぬので、どうか農林大臣は、その太腹なところで預金部資金を早く獲得して、漁業資金融通に資するように御努力願つて、私の質問を打ち切ります。

○富永委員長 農林大臣は参議院の本会議に御出席にならなければならぬ。ようです。委員各位はなるべく簡単に、要点だけお述べを願ひます。

○永田委員 わが国の国内の政策といひまして、電源の開発と水産の向上はもろもろ焦眉の急務である、かように了承いたしております。また廣川農林大臣も、この見通しにつきましてはよく御了承のことと存じます。つきましては、原案の六十億という予算の割振りにつきまして、水産常任委員会に何らかの形で意見を求められ、慎重に御検討になられたのであります。その一点をお伺ひいたします。

○廣川國務大臣 個々の配分につきましては、多分委員会に付託したことはなかつたと思つております。

○永田委員 農業の政策の向上といふものは、廣川農政の賢明なる策によりまして、たいへんな増産を来しておる。ことに、すでに数字によつて明らかであります。が、ひとり水産のみは取残されておるような感じが深いのであります。先ほど大臣の御説明の中には、預金部資金をやがて六十億放出するといふことの内容に触れて御説明があつたのであります。が、われ／＼はこの細面の多少を言うのじやない、その配分を議論するのであります。この六十億の配分がわずかに三億數千萬、いわば全額の二十分の一が水産に割当てられておる。ここに矛盾がある。たとえば灌漑、土地改良、林道等いろいろな名目があげられてはおりますが、これらの事業は、すでに今日の農業の増産の域をもつて一応解決の第一段階にある、かように了承してさしつかえない。一方水産はたいへん進歩が遅れておるのでありますから、むしろこの方に急ピッチをかけて行かなければならぬのじやないか、かように考えるのであります。が、農林政策について、かのごとく龐大な割振りをしたという根本はどこにあるのか。すなわち農林事業の成績に関する決算表、水産事業に対するところの決算表といふふうな、貸借対照表とかいふふうなものがありまして、それに基づいて慎重審議せられたのであるかどうか。

○廣川國務大臣 これは先ほど申し上げた通り、最初百五十億の予定で出発したものが、いろいろ／＼な關係で六十億に縮められたのであります。中の配分もそれに附随してゐる／＼苦しい思いをして圧縮したのであります。貸借対照表といふようなものによつてこの基準をきめたといふのじやないものであります。これはいろいろ／＼な事業量の算定等によつたのであります。ことは、百五十億の基礎がゆらいだといふことであります。われ／＼は六十億の預金部資金を入れることに努めて、その不足を補ひたいと思つておるのであります。

それから農業についてのいろいろ／＼なお話であります。が、實際千九百萬石を

ふやすのには、七千億程度の金があることは御存じの通りであります。それに対して水産が少いと言われますが、決してどつちに重点を置くというようなことではないのであります。要は百五十億のものが縮まつたということに御了解を願ひたいのであります。

○永田委員 話が少し飛躍いたしますが、昨年の暮れの十幾日に発足いたしましたところの、中小企業の信用保証とかいふものに対して、約百八十億が放出されておる。また見返り資金は中小企業関係において月額三億ずつ出して、年額約三十六億という数字が出ております。この予算の大きい意味は農林に比較してまして、特に水産関係は農林に比較してまして、すべての予算の割振りから行きまして、たいへんな虐待を受けておるといふ感じを抱くのであります。その点大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○廣川國務大臣 決して水産を輕視しておるのではございませんで、本年度の公共事業費等を見まして、昨年より大分ふやしておるのであります。ただこの配分について多少少いからいがあるものであります。これは先ほど申し上げたようなぐあいでありまして、御了承を願ひたい。

○永田委員 そこで結論に入りたいと思ふのであります。ただたくさん伺いたいのではありませんが、たいへん本委員会に恐れをなしておるのか知らないが、大臣はもう逃げ腰でおるから、あまり質問しませんが、かりに預金部資金から六十億出たといつたとしても、また御説のように百五十億理想通り出たといつたとしても、問題は水産に関する予算の割振りなんです。従つて六

十億の預金部資金の放出ができたあかつきには、やはりかくのごとく二十分の一ぐらいの予算を水産に持つていらっしゃるおつもりですか。

○廣川國務大臣 その点は十分是正したいと思つております。

○永田委員 そこで先ほど富永君から、水産の三億二千八百万の予算は返上するというふうなお話があつたのであります。私も同感です。私だけではありません。水産委員会ではこの予算の配分にいたく憤慨いたしておる。三億や五億の金ならば、むしろ頂戴しない方がよろう。それよりも大臣の御認識、政府側の御認識を新たにしたいと考へておるのではありません。先ほど川村委員からお話

がございました。水産委員会は野党も與黨も、あつてこの配分には反對いたしております。このことは御容弁いりません、お含み置きを願ひます。

○富永委員長 奥村委員。

○奥村委員 ただいま提案されております。両法案に關連いたしまして、私は水産銀行の構想に關しまして、いま一つは農林中央金庫に対する農林大臣の抱負に對してお伺ひしたい。この両法案実施によつて、水産の漁港、船だまり等の長期資金がかなりまかなわれる。ところが水産の短期資金あるいは両法案以外にまかなはるべき長期、中期の資金、これは主としてこと

しの夏以後に交付される約百七十億見当の漁業権証券を担保とする金融である、こう考へるのであります。この漁業権証券担保金融は、昨年末の大蔵委員会・水産委員会合同委員会において、大蔵大臣、農林大臣はたいこ判を

押して引受けてくださったものであります。この漁業権証券担保金融を實施するために、いかなる機構をもつて行かうか。おそらく農林大臣のいわれる水産銀行の構想は、これに關係が深いものと思はれるのであります。ところが漁業権証券の八割以上は、御存じの通り沿岸漁業の漁業協同組合及びその連合会、いわゆる系統団体の所持しておるものであります。この系統団体に対しての円滑な漁業権証券による金融は、いかにして行かうか。御存じの通り、この系統団体がつくつた金融機関が農林中央金庫であります。すでに現在農林中央金庫は水産金融を約五十五億いたしておる。しかも系統団体のつくつた金融機関である。これを離れて漁業権証券に対する金融はとうてい考へられないのであります。従つて水産銀行も、一応銀行として看板はあげましても、事務その他のことは、おそろしくここに提案されました特別會計の考

え方と同じように、農林中金に實際に扱はれる。こういうふうに行かなければ、眞の水産金融は實現できないと考へるのであります。その点農林大臣は、ややもすると水産銀行を普通銀行にするのだという考へを持つておられ、農林中金との結びつきはとうてい不可能であります。この意味において、普通銀行ということはお考えになつておられぬと思ふのであります。この漁業権証券担保金融にからんで、農林中金と水産銀行との構想をいかなる關係に持つて行かれますか、これが一番大事な点であると思ひますので、その点をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 水産金融について

は、だれも非常な関心を持つておるところであるのであります。この水産金融の一番目録に迫つていふ問題は、第一に現在の目録の金融が一番問題になつております。それから根本的の問題は、あなたのおつしやる通り、漁業権証券の資金化が問題になるのであります。この二つのものを仕組んで、そして金融をつけようというのがわれわれのねらいであります。あなたのおつしやる、系統団体の中金を通してというところでありまして、これもその通りであります。われわれもいたしましては、あなたのおつしやる構想のように、系統団体である農林中金を通じての考へと、それから別な形の獨立した水産の系統団体の構想と、それから一般銀行法による構想と、三ついろいろ考へておるのであります。そのいろいろな案を大蔵省とたゞいま折衝中でありまして、どの点におちつくかはまだ確たる見通しはつきませんが、どちにいたしましてもの百七十億の資金化と、目録の金融をもう少し活発にしなければならぬという目途で行つておるのであります。ただいま事務の折衝中でありまして、確たる回答はまだいたしかねる次第であります。

○奥村委員 多年懸案でありました水産金融に對しまして、歴代の農林大臣はほとんど無為無策でありましたが、廣川農林大臣に至つて初めて、たゞいままだ朗報にとどまつておるとは言え、水産銀行という声をあげていただいたところでは、まことに頼もしいと思つておるのであります。しかしこれは實際に締めくくりをつけていただくということを十分にひとつお考えになりまして、目的は、何としても水産金融

が潤沢に行われるようにお願いしたいと思ひます。

次に私は、農林中金の金融について、二点お尋ねをいたしたいと思ふのであります。この両法案によれば、實際の審査、貸付、回収等は農林中金に委託するというところになつておるのであります。ところがこの特別會計による融資と、従来の農林中金の長期、中期の融資と同じ性格の融資があるというところになつて、農林中金としては、今後の運営にかなり重大な変化を起すのではなからうかと思ふのであります。この際に農林中金の運営等について、農林大臣の特段の御配慮をいたしたいと思ふのであります。と申しましたのは、現在の農林中金は、資金繰りにおいては非常な困難な状況に立つておることは御承知と思ひます。昨年の四月總司令部の注意を受けて、農林中金もかなり経営を引締めてはおりますが、諸般の情勢から金繰りが非常に困難になつて来ておる。それに対して、農林大臣は今後どう考へて行かれるか。現在食糧からの仮渡し金が次第に減つて来ております。昨年の年末と比べると百五、六十億減つております。しかも麦の統制を廃止するとするならば、麦に對する代金の仮渡しが当然減つて来るということ、また農林中金の農林債券の発行のぐあひも遅々として進んでおりません。しかもこの農林漁業の資金必要額は年々ふえて来ておる。この点において格段の御配慮を願ひたいと思ふのであります。これはただいま早急に御容弁を承るということとはよくと無理かと思ひますので、一応この現状を申し上げておきたいと

は、だれも非常な関心を持つておるところであるのであります。この水産金融の一番目録に迫つていふ問題は、第一に現在の目録の金融が一番問題になつております。それから根本的の問題は、あなたのおつしやる通り、漁業権証券の資金化が問題になるのであります。この二つのものを仕組んで、そして金融をつけようというのがわれわれのねらいであります。あなたのおつしやる、系統団体の中金を通してというところでありまして、これもその通りであります。われわれもいたしましては、あなたのおつしやる構想のように、系統団体である農林中金を通じての考へと、それから別な形の獨立した水産の系統団体の構想と、それから一般銀行法による構想と、三ついろいろ考へておるのであります。そのいろいろな案を大蔵省とたゞいま折衝中でありまして、どの点におちつくかはまだ確たる見通しはつきませんが、どちにいたしましてもの百七十億の資金化と、目録の金融をもう少し活発にしなければならぬという目途で行つておるのであります。ただいま事務の折衝中でありまして、確たる回答はまだいたしかねる次第であります。

○奥村委員 多年懸案でありました水産金融に對しまして、歴代の農林大臣はほとんど無為無策でありましたが、廣川農林大臣に至つて初めて、たゞいままだ朗報にとどまつておるとは言え、水産銀行という声をあげていただいたところでは、まことに頼もしいと思つておるのであります。しかしこれは實際に締めくくりをつけていただくということを十分にひとつお考えになりまして、目的は、何としても水産金融

は、だれも非常な関心を持つておるところであるのであります。この水産金融の一番目録に迫つていふ問題は、第一に現在の目録の金融が一番問題になつております。それから根本的の問題は、あなたのおつしやる通り、漁業権証券の資金化が問題になるのであります。この二つのものを仕組んで、そして金融をつけようというのがわれわれのねらいであります。あなたのおつしやる、系統団体の中金を通してというところでありまして、これもその通りであります。われわれもいたしましては、あなたのおつしやる構想のように、系統団体である農林中金を通じての考へと、それから別な形の獨立した水産の系統団体の構想と、それから一般銀行法による構想と、三ついろいろ考へておるのであります。そのいろいろな案を大蔵省とたゞいま折衝中でありまして、どの点におちつくかはまだ確たる見通しはつきませんが、どちにいたしましてもの百七十億の資金化と、目録の金融をもう少し活発にしなければならぬという目途で行つておるのであります。ただいま事務の折衝中でありまして、確たる回答はまだいたしかねる次第であります。

思うのであります。ただし少し一点は、両法案に関連して問題があるのであります。すなわち農林復興融資の問題であります。御承知のように、約二十億ばかりのものは、昭和二十三年において農林中金が復興金融庫のかわりに、つまり肩がわりと申しますか、代行と申しますか、二十億の復興融資を行つたその見返りに、農林債券が復金によつて負担されたところが、その農林債券が司令部の指示がありまして、昨年急に返済された。結局政府の無理な工作によつて、約二十億の融資を農林中金が押しつけられたかつこうになつておる。といたしますれば、これは政府の責任であるから、当然この新たにできた農林漁業の今回の特別会計に、この二十億の復興融資を肩がわりさせるべきであると思ふのであります。またかた／＼農林中金の今の経営状況から言つても、そういうふうに行つて行くべきであると思ふのであります。この点は農林大臣、どうお考えになつておられるか。

○廣川國務大臣 農林中金についての、だん／＼のお話であります。ただいまお話のような食糧特別会計から入金、あるいはその他の貸出し等について、御承知の通りであります。また司令部からいろいろ／＼な示唆のあつたことも事実であります。それで、われ／＼といたしましては、十分これを検討して行きたいと思つております。また今の復金のお話であります。これもただ額だけの融資をつけて、実際はとられたという、こともよく承知しておりますので、この農林中金の今後の運用については十分検討いたしまして、農民の金融として間違ひのないようにしたいと考えております。

○農林委員 最後に一点、そこでこの両法案の実施によつて農林漁業の長期低利の融資はかなり打開され、しかもこの預金部からの融資がなおこの上六、十億流れるとすれば、長期融資は非常に潤沢になると思ふのであります。しかし一方短期融資をどうするか、すなわち農業手形の融資、麦の統制がはずれた場合、麦に対する農業手形をどうするか、またばれいしよその他の、つまり統制のはずれた穀物に対する農業手形の突進といふことは、ぜひとも必要であると思ふのであります。これに対して今どういう御用意を考えておられるか、お伺いいたします。

○廣川國務大臣 統制がはずれたものに對して、農業手形は継続して行く考えであります。それから短期融資につきましても、やはりこれも預金部資金等から入れて、大体われわれとしては五十億入れてくれというところで交渉中であるのであります。

○農林委員 その他短期融資として預金部から五十億入れるというところは、つこうであります。それはどこへお入れになりますか。

○廣川國務大臣 中金債券といふことです。それで話をつけたと思つております。

○小松委員 先ほど富永君からの質問に對して、大臣は水産を決して輕視しておるものではない。ただこの融資計画書に盛られたところの数字は、仕事の分量によつてかように按分されたというように私に承つたのであります。この事業分量がここに数字によつて現われておりますが、水産方面から申し上げますならば、漁港のごときも百七十港で決して満足すべきものではないと思ふのであります。二十六年度におきましても、相当の数の申請が、長い間の要望として政府に提出せられておるのであります。政府がかつてにかように分量を査定したからこそ、かように数字が減つて来たのではなからうかと私は思ふのであります。こういう点についても十分御考慮を願わなければならぬ。同時に、今回はかような三億余の数字であるけれども、二十六年度においてなお融資ができるならば、相当の額をもつて按配するとのお話でありましたが、二十六年度において、さらにどのくらい融資ができるお見込みであるか。その融資ができた場合には、この仕事の分量も増し、さらに水産に對するところの融資額を相当増額するところの確信があるかどうか、この点をまずお伺いしたい。

○廣川國務大臣 先ほど申し上げた通り、預金部資金から六十億を入れたら、その仕組になつておるので、この六十億のほかに六十億を入れたら、そうして潤沢に行きたいといふのが私の考えであります。それから漁港等についての、だん／＼のお話でありまして、今年初めてこれは長期資金というものの用途を一回つけたのでありまして、今後年々こういう特別経路から政府資金を流して、そうして徐々にこの漁港の修築等をやりたい、こゝういふ考えを持つておる次第であります。

○小松委員 私は重ねて申し上げますが、この六十億のほかに、さらに六十億の融資ができた場合には、ぜひとも十分の御考慮をもつて、水産方面に對しても、他の比率に劣らない同率をもつて、この融資額を計上されることをここに希望いたしておきます。

なおお伺いしたいことは、この農林漁業資金融通特別会計法案が今回提出せられたのであります。それによつても、この法案の提出せられる以前に、私も廣川朗報の一つとして農林漁業公庫をつくるということをおつたのであります。その独立機関ができることを私も期待しておつたのかかわらず、今回これを特別会計に振りかえて、こうして提出せられたといふその間のいきさつを伺いたいと思ふのであります。

○廣川國務大臣 公庫の構想も、特別経済の構想も、實際は内容においては、そう大して違わないのであります。最初から、公庫の場合にもこの中金を通じてやろうといふ考えでおりましたし、またこの経済でありまして、中金を使うのであります。ただ公庫の場合にわれ／＼が考えておつた起債その他について、多少違つておるのであります。われ／＼はその起債等によつて相当額の資金を集める予定でおつたのであります。それがついでに、これを預金部資金等から入れて補いたといふのであります。この交渉過程において、どうしても納得してくれない方面がありましたので、ここにうちつた御了解を願ひたい。

○小松委員 その点は了解いたしました。ただ、ただいまのお話では、この資金を中金に委託して、この業務を行う由であります。が、われ／＼が懸念いたしましたことは、御承知のごとく、農業も漁業もともに天然資源を相手にするところの仕事であります。従つて年によつては不作もあり、不漁の年も多いと思ふのであります。そういう場合に、この回收が困難に陥ることもしば／＼あると思ひます。かような危険に對するところの負担は、中金に委託した場合に、中金がするの、か、政府がその危険負担をするのか、まずこの点を伺ひたい。

○廣川國務大臣 そういふ場合には、危険の負担率は金融機関二、政府が八といたしておきます。

○富永委員長 石原委員。

○石原(國)委員 農林大臣が、主食の確保のために主務大臣として農業関係に重きを置いたといふことは、その割振りの上からもよくわかるのであります。しかるところ、この割振りを見ますと、水産関係が一、林業がその四倍、それから農業関係が十四倍になつておるのであります。合計六十億圓がこゝういふ割振りになつておる。そうして項目から申しますと、農業関係が十一項目になつておる。林業は六項目であります。水産は三項目であります。目では三項目になつておりますけれども、漁港同様、これは一つと言つていいのであります。北海道の魚田の開港の問題がありますが、これはもう多年の懸案であつて、これは一項目につけ加えるだけの資格はないのであります。そうしますと、項目の上からも水産は一、林業は六、農業は十一項目になつております。ことにこれはなしの、水産の所管が農業の所管か、この所管がわからぬような塩田が、およそ水産の額と同額であります。この所管のわからないものと同額にしておるといふことは、どうしても農林大臣

は水産をまますこ扱いにしておる、こういうことはもうつきり言えるのであります。このまますこ扱いにするということは、かわい子ぶつてならせというのか、あるいはあいつはだめだから虐待しておけというのか、一体農林大臣の心境がどこにあるのか、この点をまますこお尋ねしたいのであります。そうして農林大臣は、この三つの部門の割振りのときに、ほんとうに真剣にくちばしを入れてくれたか、あるいは最近に表ができてから知つたのではないかとしような、私は疑いがあるものであります。元來農林省というものは、農林事務次官を主として、そうして農業関係に重点を置いて、水産は、これは魚の關係でやむを得ないかもしれないが、ちよつと刺身のつまのような氣持でおるきらいがあるのであります。こういうことでは水産がいづつて上るのか、農林大臣もよく知つておるはずですが、真珠は、一、二年に百億円の輸出になるはずである。これは西日本のどの産業に比べても、一番多くの輸出になることは的確であります。また今の講和條約の關係から申しても、總理大臣も非常に心配して、向うへ一札入れたようなこともあるのであります。こういうような、今後の發展というものは水産でなければならぬというところになつておるこの問題に対して、あまりにも無視しておるのではないか、あまりにも農林大臣はまますこ扱いにしておるのではないか、こういう感じがするのであります。まますこの点につきまして一応御答弁を願つて、次にまたお尋ねいたします。

○廣川國務大臣 水産をまますこ扱いにするのではないかとのお話であります。すが、決してまますこ扱いにしないのであります。それからまた塩田につきましても、これも決してまますこではないので、国全体から見れば、どれも輸出子であるのであります。決して甲乙はつけていないのであります。ただ先ほども何回も申し上げる通り、百五十億の上にまた債券を発行して、もつとたくさん金を使おうと思つたのが、圧縮されたのでかよになつたのであります。事務からいへば、説明を聞かされて、私も納得しておるのであります。しかし納得できない点があります。どうしてでもこれはもう少し金のわくをふやして、あなたの方の御期待に沿いたい、こう考へておる次第であります。

○石原(國)委員 もう一つまますこ扱いの実証を示します。この塩田なるものは、大蔵省の所管と言わねばならぬ。塩の生製與鹽の權は大蔵省が持つておる。この間も漁業用塩を化学用塩と同じ価格にせよということ、われわれとも争つた。ところが大蔵官僚の若輩の方はいばつておつて、なか／＼それを認めない。化学工業用の塩と漁業用の塩とどうして差別をつけるか。大蔵省の官僚は、ただとることばかりで、この公平な処置をすることを知らない。これは大蔵官僚の諸君もよく聞かしておいてもらいたい。こういう所管のわからぬようなものに三億幾ら、それから水産全体へ三億幾ら、同額です。これが的確なまますこ扱いをしておる実例であります。われ／＼は野党でないのではありません。言いたいことは、あるが、どうも今ただちに党内野党というわけにはいかぬから申し上げかねますが、これはひとつ、今日だいたいよりは正してもらわねばならぬ問題と思つておる。

○廣川國務大臣 水産をまますこ扱いにするというお話であります。すが、たがひび申し上げた通り、決してまますこ扱いにしてないのでございまして、われ／＼のところで生れた米も、大蔵省へ持つて行つて、育てて酒にしてみたりするものもあります。またわれ／＼の方で塩を育てて専売公社に売らせるという方法もあり得ることです。今国全体から見れば、決してまますこ扱いするものではないと思つておる。最後に水産省の設置の問題であります。これは兩院で決議をなされれば、われ／＼は尊重したいと思つておる。

○石原(國)委員 ちよつと省の問題ではあきたらぬのであります。その点は控えておきます。時間の關係上簡単に申し上げます。いかにしてもこの水産に対する措置は心外なのであります。私一人でないのではありません。水産常任委員は、野党も與党も全部憤慨をしておるのであります。従つて私が野党的の賛成をするのであります。しかし、この後にさらに六十億圓を追加されるということでありまして、それは確信のあることでありまして、それは確信を実現したならば、この不公平な割振りを、この次の追加によつて的確に是正をするかどうかということを、強くこの際のために押しておきたいのであります。この点をお伺いします。

○廣川國務大臣 このほかに六十億入るために、十分私は努力いたす考えております。大蔵省と十分折衝いたしまして、これを入れましてあなたのお話の通り、ここで開運つていたのも直して行きたい、こういうふうな考えます。

○富永委員長 深澤委員。

○深澤委員 大体農業、林業、水産業というものは、日本の大きな国家政策の中で虐待されてゐるのです。これはもう過去の歴史が証明しておる。そしてつばら工業、特に大産業に国家の資金と金融が全部集中されておる。そのために農業、漁業、林業というものがだん／＼荒廢しておる、こういうことは何人も認めるのです。水産委員会の諸君が、水産に對し主張されるのは、やはり水産がそういう形において虐待されて来たこと、そして今壊滅に瀕しておる、そこに私は問題があると思ふ。そこで今度の農林漁業金融計画が出たのですが、先ほども言つたように、千九百萬元ない二千萬元の食糧自給自足は、これは日本の大問題である。私は考える。これに對しては七千億の費用が必要であるということも言われておる。おそろくまた林業、漁業の方面においても、そういう問題が當然重大な問題になる。ところがこれに對して六十億ではまったく不十分の涙。これに對しては農民諸君にしても、漁業の諸君にしても、林業の方面にしても、多大の期待を持つておることは間違いないけれども、ふたをあげてみれば、結局何の足しにもならない結果になると思ふ。そこで私が伺いたいことは、おそろくこういう計画が出て来るためには、大きな総合計画が私にあると思ふ。これは廣川さんが言われておるように、興農国会までも開こうと言われた。そして二十六年度の予算を見て来ると、自立経済ということが盛んに言われておる。この自立経済という大きなわくの中で、今度の農林漁業の占める金融の役割はどの程度のものであるか。これをわれ／＼は知りた。またそういう点は総合計画の中でどの程度のものであるか、何年実施するのか、今後はどのような計画でやるか、こういう点をひとつ伺いたい。

○廣川國務大臣 総合計画の中でどのくらいの役割をするかというお話ですが、ちよつと私手元に数字を持つてい

ませんのでわかりませんが、安本から出ておるあの自立経済のことをお指しになるものと思ひますが、われ／＼といたしましては、今まであなたのおつしやるように願ひ見られたということがあるならば、これを是正して行きた

○深澤委員 ところでなお伺ひします、大抵私は、現在の農業、漁業、林業というものが非常に苦しい状態にあると思う。ところが今度のこの融資によつて、相当高い利率によつて、この金融を考へられるというのですが、しかし本来的にいへば、これは国庫の公共事業の性格をもつて、農民に負担をかけるように、あるいは漁業、林業にあまり負担をかけないようにして、国家がほんとうに力を入れて、こういう土地改良とか、あるいは林道、造林、あるいは漁港の修築というのをやるべきであると考えます。従つてこれは公共事業として、補助事業としてやるべきことであつて、こういう金融によつてやらせることはむしろ邪道ではないか、こういうことを考へるのですが、その根本的な理念の問題について、ちよつとお伺ひしたい。

○廣川國務大臣 これはあなたのおつしやるのとはちよつと違ひまして、やはり公共事業の出るものにもこれを貸しつける、補助の出るものにも貸すのでありまして、決してあなたの言われ

るように邪道ではないと私は思つてお

○富永委員長 林委員。

○林(好)委員 ただいま議題になつております農林漁業の融資の計画につきましても、この農林関係におきましては、先ほどから與黨の委員からも強く御要望がありましたので、今後預金部資金から相当の額が繰入れられるというものでありまして、そのときには必ず水産方面も均衡のとれる是正がしていただけるものと信頼をいたしまして、一応その方は省略をいたします。

まず農林大臣にお伺ひしたいのは、今回の融資計画書を拜見いたしました、農業方面の項目の中に、農産工業に對します貸付制度が設けられていないことは、まことに遺憾であります。と申しますのは、最近陸上の農産工業の廢液が保護河川に流出されまして、河川が非常に荒廢をいたしております、従つて遼河漁業に對しまして、重大な脅威を與へている事実があるものであります。そうして近く厚生省から、水質汚染防止法案が提出されようとしておりますが、私は一例といたしまして、右の事実を参考として例を申し上げたいと思ひます。

北海道のばれいしを原料としたました澱粉工業は、農産工業としてあまりにも有名であります、この澱粉工場の廢液が、許可條件としては当然つくられていなければならぬ廢液槽がないために、どん／＼河川に廢液を流され込んで、遼河魚類がほとんど絶上をしないような現況になつてゐるの

さけの新魚は四万五千尾が遼上して

きましては二万八千尾、二十四年度におきましては、その約五分の一の九千八百尾、なお昨年度におきましても同様九千八百尾という、驚くべき遼河の低下を來しているのではありません。そこで澱粉の業者みずからもその有害を認め、法規上からも当然廢液の沈澱槽をつくらないければならぬと考えているのであります、資金の關係でそのまゝに放任されて、年々河川をさらに荒廢させているような現状なのであります。

また澱粉工場では、その許可條件として、乾燥室は不燃性のものによらなければならぬのに、これも実際には行われていない現状でありまして、このために北海道では年々六十ないし七十の工場が燃焼しているような現状であります。かくのごとく当然つくつていなければならぬかつた澱粉工場の沈澱槽と乾燥室の不燃化が、自己資金の困難から実現していない現在、これに融資するお考へがあるかどうか、お伺ひする次第であります。一工場の設備費は、大体五十万円程度でできるのであります、北海道の澱粉工場は二千二百工場の全部でありまして、全部に五十万円の融資をいたしますとするならば、十一億円の必要になるわけであり

ますが、その全部を一度にやることは困難としても、特に保護河川に廢液を流している工場は、至急に設備の完壁を期さなければならぬと考えているものであります。先ほど申し上げました水質汚染防止法案が通過すれば、是非でもこれはやらなければならぬことなのであります。御存じのように、最近總司令部から水産業に對し勸

告案が示されましたが、その内容を見ても、資源の維持培養を第一に取上げ

ておるのであります。北海道では、さけの上つて来る時期と澱粉工場の操業時期がまったく同一であります、このままではさけが年々不足して来るために、孵化事業にも大きな影響を與へることになるのであります。水産資源の枯渇を防止し、将来永遠に漁場が荒廢しないようにするためには、勸告案から見ても、当然この際長期資金を澱粉工場に融資し、農産工業と、水産業の発展のために総合的計画を実現すべきであると考へるのであります、政府といたしましては、この農産工業に對しまして、現在はおくに入つていないようでありまして、この方面に貸出しをする御意思があるかどうか、まづもつてお伺ひしたいのであります。

その次に、先般アメリカからリッヂ博士が、日本の水産施設の研究に來られまして、特に北海道の鮭鱒の孵化事業には非常な興味を持たれ、全道くまなく視察され、歸られるときに、次のような言明をされたことは、農林大臣としても記憶されていることと思ひます。すなわち日本の孵化事業の施設ややり方は、アメリカから見たならば、三十五年遅れているというところであります。その古い三十五年前のやり方ですら、現実に完全に実施されてい

ないものであります。水産業は掠奪漁業の時代は過ぎたのでありまして、今や資源の枯渇防止に全力を注ぎ、積極的に資源の培養に努めなければならぬのでありまして、内水面の漁業に對する人工孵化の拡充強化をはかり、人工養殖の可能なものはことごとくやるべきでありまして、これらの事業は國

營にするか、あるいは國の補助事業として、一日も早く完成をしなければならぬと思ひるのであります。

この点につきましては、賢明なる廣川農林大臣が北海道に參られましたとき、鮭鱒の孵化事業をくまなくごらんになりまして、このような積極的なことではいかぬので、大いに積極的なやらないければならぬという御意見でありまして、三箇年計画をもつて一億円の融資をするということで、北海道に十箇所、内地に五箇所を今年つくるといふ計画になつておりますが、おそらくこの一億円はこの資金のわく内に入つていないと思ひますけれども、すでに水産庁といたしまして、あるいは現地側といたしまして、一億の融資が受けられるものとして計画を進めておるのであります、この一億はぜひ貸付を願わなければならぬのでござい

ます。この二つの問題について、農林大臣として誠意ある御答弁をお願い申すものであります。

○廣川國務大臣 汚水防止に關して農業生産物の向上に對する貸付の話であります、あなたがあなたのおつしやる通り、工場から出る汚水を濾過するための濾過池のないために、非常に川を汚染しておることは事実であります。それに

○富永委員長 二階堂君、簡単に願ひ

ます。

○二階堂委員 簡単に質問いたしま

す。私も先ほどからこの六十億の融資分配について不満を持つて、この点農林大臣にもいろいろ御質問いたしたものであります。非常な苦勞をして大體この点までこぎつけたのだ、了承してくれというところでありました。この点は了承いたします。なおこの少い額を補うために、預金部資金から六十億の融資をする用意がある、こういうことを農林大臣が言つておられます。私はこの点もその確信がありやいなやというところを、もう一ぺん農林大臣にはつきりお尋ねしたいと思ひます。昨日の農林政務次官の答弁によりますと、四十億になるかもしれない、あるいはその額はまだわからぬ、こういうふうなあいまいな答弁をしていたのであります。こういうふうなことはつきりしてないことをいろいろ申されると、私も今問題になつておるようなことが、この次にまた問題になるのじやないか、いろいろ苦勞してみたけれども、二十億になつてしまつた。だから水産にはこれこれしかやれない、こういうような結果になることを非常に恐れるものであります。農林大臣とされましては、ほんとうに預金部の方から六十億融資する見通しがあるか、確信があるかどうか。その場合にまた土地改良の項目に上つておられます幾多の項目に該当するやうな項目を、水産のいろ／＼な事業の中に明細に織り込んで、そしてこれに相当するだけの、今少いと言われ問題になつておる、しわ寄せになつておるやうなものを、補うだけの決意を持つておられるかどうか、明確に御答弁願ひたい。大蔵大臣も来ておられますから、この点についてどういふふうにお考えになつておるか、あわせて御答弁願ひたい。

○富永委員長 二階堂君に申し上げます。今廣川農林大臣に対するだけの答弁を願つて、大蔵大臣はあとから願ひます。

○廣川國務大臣 先ほどから申しております通り、六十億入れても利率方面においてはかわりないことは御承知の通りであります。六十億入れるように大蔵省と折衝するというのを申し上げておるやうなわけで、十分折衝いたします。

○大森委員 私はまだ遺憾な点がある。農林大臣にお尋ねいたしたい。なぜかという、農業は畜産、畜産そして農耕、この三つの問題があるにかかわらず、畜産はこの融資の中に入つていない。農林省において畜産をもう少し認識してもらいたい。なぜかと申しますと、先ほどからいろいろお話があるが、水産も必要、それから農業もむろんこの通りやられることを私は希望いたしますのであります。畜産の市場における経済動物といふものの真価を御承知ないから。食糧の自給態勢も、畜産によれば必ず解決がつくものであるという自信を私は持つておる。しかるに現在の農家は、牛を飼うにも資金がない、いろ／＼な点で困つておるのではありませんか、しかもこの場合にどこに何も畜産といふものが載せられていないといふことは、はなはだ遺憾であると思ひます。皆さんに詳しく説明する時間がありませんが、私は自信を持つておる。何とせよ、家畜を飼育して、現在の経済動物を一千億くらゐのものは置く、それは七〇％は繁殖できる。こういう状態のものをこのままに放任しておくといふことはどうであるか。畜産によつて食糧自給態勢といふものは完全にできるものであると私は思ふ。政府がもう一ふんばりふんばつて、これに力を入れたらば、二年たたないうちに必ず輸入食糧といふものはいらなくなるという確信を持つておる。私いづや農林大臣にこう申し上げると、それは同感であるといふことをおつしやつておられたのだが、ここに何にも現われてないことを遺憾に思ふので、この場合簡単に農林大臣の心境をお尋ねいたしておきます。

○廣川國務大臣 農業部門において畜産が非常に重大な位置を占めておることは、お説の通りであります。ただ長期資金をそこに流した方がよいかといふと、あなたの言つておるやうに流した方がよいにきまつておるのではありませんか、しかし大体系畜産は中短期資金でも間に合うのじやないかといふことで、農林中金を通じてその道を開きたい、こう考えております。

○内藤友委員 先ほどの六十億の預金部資金の問題であります。農林大臣から、それは今交渉しておるのだからというお話であります。実は農林漁業資金通法案というこの法律案の固めてある元は、六十億の預金部の金を入れて、この六十億の金と百二十億の金でできておるのです。それでそれからいまださういふやうに困るのではありませんか、大蔵大臣はどうか、御交渉を受けておられるのですか、それをばつきりしておかぬと、この基礎がぐらつて来るのじやないかと思ひます。

○池田國務大臣 同じ閣内の關係でございまして、正式に交渉とか何とかいうことはございせんが、廣川さんからひとつ預金部から金を入れるというやうな話はございせん。しかし今お話のようには、十二條によつて繰入れることにつきましては、大蔵大臣の事務であり、しかしこれは予算を伴ふものであります。だから百二十億が元になるとお考えになるのは、これは少し先走り過ぎておるのじやないか。今度六十億の一般會計並びに対日援助見返り資金から出して、これを御審議願つておる。今後貸付を支弁するためには必要があるときには、この六十億という額の範囲内において借入金ができる、その仕事は大蔵大臣がやる、こうなつておるのではありませんか、百二十億を元にしていただきますと困るのであります。

それから今ちよつと聞いておりますと、この六十億がきまつたやうにお考えのやうであります。大蔵大臣は一つも交渉を受けておりません。しかしこれは金融に関するものでありますから、私のところへ一応御相談になるものと私は考えております。実は私はまだ見ていないのでございせん。農林省の腹案じやないかと思ひます。

○内藤友委員 これはさういふお答えだとちよつと困るのであります。この審議をやめた方がよいといふことになるのであります。と申しますのは、六十億の資金額が出ております。これは政府から出たのでありますから、これによつてやつておるのであります。ところがこの間からの委員会の質疑応答によりますと、六分一厘の資金コストになる。そのうちの三分は預金部への利拂いである。それから三分

は手数料だ。一厘は政府の手数料だといふことが、実はこの利率をきめてあるものになつておるのであります。これは七分五厘とか八分とかなつておりますが、六分一厘といふものが基礎になつておる。そこから行きますと、六十億の預金部資金が出るものだといふ基礎の上に立つておる。もしそれが出なくて、今ここに出ておる政府資金二十億と四十億の見返り資金から出るものであるならば、この六分とか八分という利率はもつと引下げて行かなければならないものなのです。でありますから、私は今大蔵大臣が言われるやうなことはどこにも出て来ないと思ふのであります。これは今までの委員会の速記録をお目にすればよいと思ひますが、どうもそこから見ると困るのであります。閣内の交渉といふやうなことはあり得ないとおつしやいます。それはさうかも知れませんが、そういうことをおつしやらずに、さういふことをおつしやらずに、さういふことで、この法律の基礎がだめになるのでありますから、そこをもう一ぺんはつきりさせてください。

○池田國務大臣 私が事情を知らなかつたのですが、その線で關係方面と話を進めつつあるやうであります。閣議へかかつておりましたので、私が知らないで申し上げましたが、その線によつて關係方面と交渉しておられる、ただ私の方はそれを見ていなかつたといふことであります。向うと交渉がまゝになりますれば、われ／＼もそれに反対する氣持はありませんが、まだ私はその審議に乗つていないといふわけでありませんが、その表は私は見たことはありませんが、百二十億にして計算する場合に、六分一厘とかおつしやいます

が、これはどういふふうな計算の内容になつておるのですか、この予算がいづつできるかによつてずいぶん違つて来ると思ひます。たとえば補正予算を十二月にやるか、五月にやつてすぐあの六十億を出すかといふことによつて計算が違つて来ると思ひますが、私はそういうことを見ておりません。でありますから預金部資金の方から出す四百億円の金融債については、参考表として出してあります。しかしこれは金融債ではありません。しかしあつたの金部予算になつておる以外に、この會計に六十億円を入れるといふことは御審議を願つておりません。でありますから、實際問題として六分一厘の計算は、それではいつ六十億を入れるといふ計算ができておるか、私はその点はもつと考へなければならぬ問題だと思ひます。事實はこうであります。

○内藤友(委員) まことに困るのであります。今までの委員会での政府側の御答弁は、この資金のコストは大体六分一厘だ、六分一厘なるものの計算は、政府資金の二十億と見返り資金からの四十億で、この六十億は利息はただのものです。それに六十億の金を入れるから、そこでそれは預金部に利息を拂つて行かなければならぬから、それが三分になる。それから中央金庫その他の金融機関の取扱手数料が三分で、政府は一厘とるのだ。それで六分一厘になるのだから、これがこの資金のコストになつておる。それが七分、八分といふことになつておるのだ。こ

ういふようなことは委員会ではさへ皆さんから御答弁があつた。ですから政府資金だけ出るならば、これは無利子でありますから、もつと利息は安く

してもよいのではないかという議論が出て来るのであります。そういう御説明でありますから、それではこの利息もこれでよろうと一応了承しておる。ですから、これは廣川さんの方とあなたの方とよくお話し合いをいたさうして、これは大事な法律でありますから、間違ひのないようにやつてもらいたいと思ひます。いまさらそういうお話では実は私も困るのであります。それだけひとつよくお願いいたします。

○池田國務大臣 毎日朝から晩までひつぱり出されて、事務当局から十分の報告も聞いておりませんが、正直に申しまして、私はそういう話は聞いていないのであります。予算全体の考へ方から申しまして、いつ預金部から六十億出すといふことがきまらな

い以上は、その計算はほとんど不可能ではないかと思ひます。あとから農林当局に聞きます。大蔵事務当局が相談に乗つておるならば、それもあつたら聞きますが、それがどういふ計算で行くのかは、六十億の出るときはきまらなければ計算できません。あなた方は御納得なすつていても、私にはわからぬのであります。あなたの方の御審議、御決定がなければきまらぬ問題なのです。そこで、そういうものは大体こういう線で話をつけておるといふことでありましょう。ただ私は聞いていない。廣川さんから聞きましたら、下の方でやつておるからお前は知らないのだらうという。その通りです。しかしこれは事務当局の非常な行き過ぎだと思ひます。なぜかと申しますと、あなたの方の御審議があつて初めて予算的措置を講じて金が出る。そ

れがないのにずつとやるということはいかぬ。そこで一応大蔵省は、今後いつごろ出すか、こういうことにならなければいかぬと思ひます。しかしまた預金部の金でなければならぬといふのではありません。金融債の四百億を来年度出そうとしておるが、四百億の金融債が農林中金へだけ行かぬか。農林中金へ行く金をこの六十億と合してやればそういう計算ができますが、私は思うに、事務当局がやるのは、預金部資金から出る四百億円の金融債の身がわりの金とタイプアップした計算ではないかと思ひます。その点は、今言つたように、朝から晩までこちらにおります。連絡がとれます。金融債の四百億円のうち農林中金へだけ行かぬか。その金がこれとどうタイプアップするか。しかし、足りないときにおいて、別に預金部といふところから金が六十億円出せるかどうか。郵便貯金あるいは簡易保険がふえないと出ないのではありませんか、どういふふうな考へ方をしますか。こういうことから考へて行かなければいかぬのではないかと、私は思ひます。そこで、今までの御審議なさつたことにつきましては、われわれはあくまで尊重して参りますが、この金に加ふるに預金部の金融債、そうしてまた別にだけの御賛成を願つて使つて、こういうところからずつと締めて行かなければ、なかに結論は出ないと思ひます。だからこの預金部の金が出なくても、四百億円の金融債の引受けが、これは六分五厘であり

ますか、七分五厘になりますか、あるいは八分五厘になりますか、八十億の金融債を引き受けて、これとタイプアップしたらどうなりますか。それから三十億しかこれとタイプアップしない金が出たときに、またそれから六十億出て、九十億の預金部資金が出たときにどうなりますか。そこで検討が進んでおらないと思ひます。そこでしばらくお待ちくださいませんかと言つておきます。こういう点から検討して行きたいのであります。

○富永委員長 農林大臣に対する質疑を打切るに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○富永委員長 御異議ないものと認めて打切ります。
大蔵大臣に対する質疑の通告があります。これを許します。深澤委員。

○深澤委員 今の大蔵大臣の御説明は、われわれが一応予算委員会決定し、本会議で決定した資金運用部資金計画から申しまして、大体その説明が妥当だと思ひますが、そこで問題になります。先ほど私はちよつと申し上げたのであります。日本の金融が非常に変動であることである。農業、林業、あるいは水産方面に対しては、金融関係においても今までは非常に十分である。そうしてもつぱら重要産業、基幹産業の方面に集中されておる。今までの行方であり、それがおそろしく今までの政策の根本であつたと思ひます。そこでこの農林漁業金融特別会計といふものが今後ずつと継続されて行く場合において、このような規模においてはつと継続する方針を大蔵省としては認められ

るのかどうか、その点を第一にお聞きいたしたいと思ひます。
○池田國務大臣 われわれが多年農業、林業、水産等に対して深い関心を

持つておつたのが、ようやくここで実現したのであります。私は、われわれが政治をして行ける間は、今後ともこの方針を続けて行きたい、しかももつと拡大して行きたいという考へを持つております。

○深澤委員 そこで、最近の日本経済協力の線に沿ひまして、この財政金融といふものの一応の制約が出て来ると私は思ふのです。本日の日本経済によりますと、関係懇談会によつて財政金融計画の大綱を決定され、これを関係方面に出されたといふことが報ぜられておる中で、農林水産関係の金融がどういふうぐあいにきまつてゐるか、お伺ひいたしたい。

○池田國務大臣 日本経済何とかといふものにつきまして、経済関係懇談会を開いたことはございせん。従ひまして御質問のようないふことにつきまして答弁の資料を持ちません。
○深澤委員 これは本日の日本経済に出ているのであります。新聞が事実無根であるとすれば、それはそれといひまして、今大蔵預金部の資金の運用の問題が問題になつたようであり、資

金運用部資金特別会計を設けたいとして、この預金部の金が多ければ金融債あるいは電通、国鉄等の見返り資金の肩がわりの方面に振り向けられる、そのためにこの預金部資金といふものが、地方への還元あるいは農林漁業方面に流れる可能性といふものは非常に多いといふことで、地方でも大分これ

融関係に出されることについて、われわれは今後非常に不安を感じるのではありません。それならば大体二十六年度以降、どういふ計画を持つて流して行かれるか、この点をひとつ伺いたいと思います。

○池田国務大臣 今回の改正をお願いするまでは、預金部の金は公社債の引受にほとんどまわつておつたのであります。金融債の引受は認められておりません。一昨年の暮百億円の銀行預託だけを認めておつたが、それではお話をうな趣旨に合わないからというので、公社債の引受のみならず、金融債の引受もすることにしたのであります。これによりまして、一方は市中金融機関を通じて出ましようとし、また他方は農林中金を通じて出るといふことになつて、今までよりはよほど改善されて来ると思つております。従つて農民、漁民の方々の希望に沿ひ得ると私は考へてゐるのであります。しかしこれだけでは十分でないから、今後これを拡大して行こう、こういうのであります。しかしして預金部資金の運用につきましては、今御審議願つております資金運用部におきまして計画を定めます。しかしてこの計画を定めるのは、委員会を設け、総理大臣を会長とし、郵政、大蔵両大臣を副会長とする委員会に諮つてやつて行こうとしておるのであります。

○深澤委員 そこでなお伺ひたいことは、農業関係に流します場合において、預金部資金を流すのにしましても、他の資金を流すのにしましても、六分何厘ということは——もちろん一般の金融関係から申しますれば、あるいは普通の利息だと考えますが、

最近の農業の実態ははなはだ困難であります。従つて資金貸出しの過程において、相当貸倒れというやうな問題も出て来る可能性が私はあると思う。この貸倒れに對して、一体どういふふうにお考えになつておられるか。

もう一つは、大体こういう事業は公共事業費の国庫補助によつてやるべき性格のものであつて、こういう金融を通じてやるということは、現在の農業等においては、その負担にたえられないのではないかと思ひますが、この問題についての大臣の見解を質したい。

○池田国務大臣 貸倒れの問題について御心配のようであります。われわれの経験から申しまして、庶民階級への貸出しというものはあまり倒れるものはないものであります。国民金融公庫などは、ほとんど無担保あるいは保証でやつておるのでありますが、貸倒れは一般の大銀行より少いといふやうな事例があるのであります。農民の方におきましては、漁業をなさる方におきましては、そう貸倒れというものはあるものではない、またある程度の方は金融としてやむを得ないわけでございますが、その準備はいたしております。

第二の御質問の、農業とか漁業という原始産業の方については、国家資金、利子のつかないものであるべきではないという議論はあります。ありますが、これもやはり経済行為であります。経済行為であります以上、全部国民の税でもつて負担するといふ原則は、私はどうもかと思ひます。そこで増産その他で採算がつかなくなつたり、あるいはなか／＼むずかしい場合におき

ましては、国の公共事業費でやつて行く場合もありますし、またある程度補助して行くものならばそれで行かしましうし、また六分程度の金利、あるいは八分の金利でも、金さえやつて行けば採算がつくやうなものは貸し付けてやつて行く。いづれにいたしまして、要はできるだけ増産し、できるだけ農林、漁村の方々の収益をふやし、生産を増して行く方法とればいいわけでありまして、これ一本で行かないければならないといふことは、あまり思ひ過ぎの考へ方と思ひます。

○深澤委員 従来の農林予算の問題については、大蔵省との折衝の関係で、相當の査定を大蔵省からすでにされてゐるやうにわれ／＼聞いてゐるのであります。そこで私は、今日日本の食糧が足りないといふ問題は、他の経済問題も重要でありましようが、これは非常に重大な問題であると思ひます。この問題を解決するためには、少くとも政府が相當力をこれに注ぎ込む必要があると思ふ。先ほども廣川農林大臣は、大体自給自足のための千九百万石を増産するために、七千億程度の資金を必要とすると言つてゐる。それに対してはあまりにもすずめの涙のやうな結果になると私は思ひます。従つて私は、日本の大蔵大臣が日本の食糧自給の問題についてどういふ方針を持つておられるか、お伺ひいたします。

○池田国務大臣 今度の予算をごらんくだつても、また今御審議を願つております農林水産特別会計の問題についてしましても、今までの政府の大蔵大臣よりは、私はよほど力を入れてゐる考へております。今後ともこれをますます推し進めて行きたい。千九百万石

という計算は、戦前朝鮮あるいは台湾等から入つて参ります食糧から申しましても、また人口の増加から申しましても、千九百万石では十分ではございません。これに要する金の七千億といふものは、政府の財政資金ばかりでまかなうものではなしに、やはり一般国民の資金蓄積に期待する面も多いのであります。一度に税金をふやしてこれの方へ使つていくことは、いわゆる経済の円滑なる運用から言つても考へなければなりませんし、増産のためにはできるだけの力を盡してゐることをつけ加えて置きます。

○林(好)委員 昭和二十六年度の国内の塩の生産目標高をお知らせ願ひたいと思ひます。さらに二十五年におきまして国内の塩の生産高、さらに戦前におきましては国内にどの程度の塩の生産の実績が上つておりましたか。まづもつてこれをお伺ひしたいと思ひます。

○池田国務大臣 戦前の塩の生産高につきましてはつきり記憶がございませんが、大体塩の使用は食料塩と工業塩とが半々といふところでございます。ソーダ工業が非常に盛況をきわめておる場合におきましては、これは工業塩の方が多いうございまして、これは工業塩もその程度あるいはそれ以上かと思ひます。一時非常に減りまして三、四十万トンぐらゐの国内生産でござい

ましたが、これが五、六十万トンぐらゐに相なつておるじやないかと思ひます。しこうして足らぬ分は外国から持つて参りまして、百万トン余りの食料塩と、それに加える工業塩をやつておるのであります。しこうして昨年の

八、九月ごろまでは塩の輸入が非常に順調に行きました。しかもまた予算では十八ドルぐらゐに見込んでおつたのが、八、九ドルに下つた。これでは塩が多過ぎるというので、何とかして塩を売りさばこうといふことになつて、食料塩も暮れに引下げる、こういうかつこうをとつたのであります。こういふかとの貿易が不円滑になりましたために安い塩が入らぬ。それに船賃が上つて、最近十八ドルから二十ドルぐらゐの高額になつておると思ひます。そこで政府の財政から申しまして、三千

田の工業塩をうんと上げたいといふ氣持で進んでおります。一旦下げた食料塩を上げるわけには行きません。またここには漁業関係の方がおいでになります。さきの国会で魚の防腐に使う塩についても、ある程度下げる約束をいたしたので下げることにいたしました。したが、大体の見当はさういふところだつたと思ひ記憶いたしておるのであります。

○林(好)委員 ただいま大蔵大臣からお話がありましたように、塩は食料塩と工業塩で非常に重要な役割を果しておるわけでございます。終戦当時塩が国内で非常に拂底いたしまして、国が大きな犠牲を拂ひ、助成金を出して、非常にコストの高い塩をつくつたことがございまして、塩の生産はまことに重要なものでございまして。今回のこの資金の融資計画を見ますと、塩には三億円ほどより貸付をしないことになつておりますが、ただいまも申し上げましたように、塩の生産の重要性にかんがみまして、塩田に対する融資に對しましては、相當の増額をするようは

八、九月ごろまでは塩の輸入が非常に順調に行きました。しかもまた予算では十八ドルぐらゐに見込んでおつたのが、八、九ドルに下つた。これでは塩が多過ぎるというので、何とかして塩を売りさばこうといふことになつて、食料塩も暮れに引下げる、こういうかつこうをとつたのであります。こういふかとの貿易が不円滑になりましたために安い塩が入らぬ。それに船賃が上つて、最近十八ドルから二十ドルぐらゐの高額になつておると思ひます。そこで政府の財政から申しまして、三千

田の工業塩をうんと上げたいといふ氣持で進んでおります。一旦下げた食料塩を上げるわけには行きません。またここには漁業関係の方がおいでになります。さきの国会で魚の防腐に使う塩についても、ある程度下げる約束をいたしたので下げることにいたしました。したが、大体の見当はさういふところだつたと思ひ記憶いたしておるのであります。

○林(好)委員 ただいま大蔵大臣からお話がありましたように、塩は食料塩と工業塩で非常に重要な役割を果しておるわけでございます。終戦当時塩が国内で非常に拂底いたしまして、国が大きな犠牲を拂ひ、助成金を出して、非常にコストの高い塩をつくつたことがございまして、塩の生産はまことに重要なものでございまして。今回のこの資金の融資計画を見ますと、塩には三億円ほどより貸付をしないことになつておりますが、ただいまも申し上げましたように、塩の生産の重要性にかんがみまして、塩田に対する融資に對しましては、相當の増額をするようは

正される御意思があるかないかを承ります。

農林大臣に質問をしておつたのであります。農林大臣は相かわらず朗報で、これに対する融資計画の不備な点は、さらに六十億を預金部資金から引出して、そうして貸して緩和するというような、われわれを非常に喜ばす答弁をしておる。ところが大蔵大臣に質問をすることにになりましたらば、この案も知らない。もちろん六十億出すかどうかということは、まだわれわれはちつとも考えていない、予算措置もこれからだと言ふ。まつたくやみの夜にだれかに鼻をつままれて投げ出されたような感じがするので、まことに遺憾に存じておるのであります。そこで今私は、知らない大蔵大臣にこれ以上質問をいたしましてはどうにもなりませんので、大蔵大臣も、農林大臣のこの計画、われわれ委員会はこの熱意を買つて、実現に十分努力するようにお願いをいたしまして、大蔵大臣にだけは私を質問しません。ただこの場合これを實現するに至りますれば、この法案の精神と内容を相当に検討してみなければならぬ、かように考えるのであります。

そこで精神は、農林漁業金融の円滑化をはかつて増産をする、いわゆる農民なり、漁民の福祉を考慮するということには違ひないでしようけれども、さうしてこの法案の内容等を検討してみますと、漁業の方は恵まれぬような状況になつておられます。簡単に申し上げますならば「漁港の修築又は復旧に必要な資金」ということが第二條の四号に載つております。さらに六号には「農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」となつております。第六号の問題は実

際に相当広範囲になり、対象物が非常に大きいので、取上げるのに困難ではなからうか。特に先日の委員会におきまして私が質問した問題に対して、山本大臣は、これは協同組合の施設のみに考えていると言われた。そういうことになりまして、まつたく極限されてしまふ。それで漁業方面の融資を拡大するとなれば、何かそこにこれ以外の項目を入れない限り、相当容易ではあります。そこで私は先ほど農林大臣に、われわれの海というものは、つまり陸上の田や畑と同じものである、すなわち魚田と稱していいものである、田や畑の改良がある通り、魚田にも改良がなければならぬということをお考えまして、その実例をあげて質問をいたしましたところが、御意見には同感だ、その通りだ、むしろ船員の厚生施設等にもわれわれはこの融資をしなければならぬという、非常に太腹な意見があつたのであります。私は、この立案はどなたが立案されたかわかりませんが、とにかく農林当局が立案されたということだけは想像がつくのであります。でありますので、これは農林省内部で立案したとするならば、われわれは農林省内部の方々と相談をして、修正をすることも可なりだと考えておきます。そこでしばらく顔を含めなかつた塩見官房長がここにお見えになりましたが、漁業法の立案あるいは協同組合法の立案等に御盡力された方でありまして、特に何伺います。農林大臣の御答弁のごとく、魚田である以上、すなわち田である以上改良が必要だ、それに伴ふところのいろ／＼な施設、事業というものが、またついて来るものであると思ひます。この点において、この法案の内容に組み入れるお考えがあるかどうかという点について、まずお伺ひしたいと思ひます。

後ほど水産委員会において詳細に意見を述べまして修正したいと思ひますけれども、ただ関係方面と折衝したのだから、これは絶対動かすべからざるものだから、こういうふうにあつた方はお考えになつておるのか。もし修正するとすれば、あなた方もわれわれも一致して関係方面の了解を得て、それが成功するならば修正してもよろしいという御意思なのか。絶対か、あるいはまだ余裕が残されておるのか、こういう点についてお伺ひしたい。

○池田國務大臣 先ほど来問題になつておりますのを私は見ていないので、ほかへのぐらゐまつておるかかわかりませんが、私の想像で、六十億のうち三億円は、まああれば、大蔵大臣としてはこれはありがたい、よくそこまで農林省が御努力なさつたと驚くくらいでございます。私はそのぐらゐでけつこうだと思ひます。ただ今後日本の食料増産をどうするかという問題になりますと、これはもう十数年来議論のあるところでございます。有事の際を考へてどうしても減らされぬ、八、九十万トンには確保しなければならぬ。百万トンは確保しなければならぬといふ議論もありましたが、私は戦争を予定して日本の経済を計画することはいかげなものであると思ひます。私は瀬戸内海の塩田をつぶそうという考へはもちろん持つておりませんが、外国の塩がふんだんに安く入つて来る場合におきましては、やはり国内の塩について、もうどう／＼助成をするということはどうかと思ひます。これは経済の原則であります。ただ絶対必要なものではありませんから、なるべく増産には向つて行きますけれども、米麦と同様に考えるべきであつて、大蔵省所管だから、特に塩だけをやつて行かなければならぬという気持は持つておりません。

○川村委員 本日農林漁業の金融について法律を制定して、さらにもう六十億預金部資金から借入れをして貸し出そうという大きな構想のもとに、これならは農林漁業のめんどろがやささかでも見られるという期待を持つて、

○塩見政府委員 先ほど大臣からお答えがあつたと思ひますけれども、われわれもいたしまして、六十億では足りないといふふうな点は、はつきりと了解しておりますので、極力あとの六十億を預金部の方から出していただくように今努力中でございます。しかしその内容についてはほかの方の關係もあつて、まだ全部が確定するには至つておりません。今提示いたしました六十億につきましては、長い経過があつて、関係方面とも時間をかけて折衝した結果でございますので、修正しますとすれば、どうしてもそういうふうな点で相当な時間を必要とするかと存じております。

○川村委員 今塩見官房長から、関係方面の了解を得るために相当の時間がかかる、こういうことをおつしやられております。もちろん私たちも、いろいろな法案の作成にあたりまして、関係方面と交渉したことがございまして、が、このぐらゐの原案がございまして、あとは追加などのときは簡単なんです。現に私、漁船法と漁港法を担当いたしましたので、議員提出にして成功したのであります。その際にも、いろいろ折衝はめんどろであつたけれども、よく事情を話しましたところが、そうしなければならぬとしたならば認めなければならぬという強い意思であるならば、何ら占領の目的に反するものではないから認めようというところで、簡単に認められた事例もあるのであります。そこで私は、字句につきましては、

○川村委員 私はいくの問題を今質問しておるのではありません。わくは、それかの時期において論議したものであるけれども、法律ができ上らないうちは、わくをいくら検討したつてそれは何にもならない。いわんや先ほど大蔵大臣が、まだその措置は何もできずにおらぬ、知らぬと言つて至つては、然としたのでありますけれども、いやしくもこの法律を制定いたしました、農林漁業の金融の円滑化をはかつて増産するといふ趣旨には、双手をあげて賛成するものでありますから、まず根本になる法律案そのものを先に検討して、さらにわくの問題につきましては、六十億の線まで、これがどうして動くかということができないとするならば、農林大臣も塩見さんも言われておるように、あとの運用で緩和するとかいろ／＼な方法がありましようけれども、

も、まず根本となるべきところのこの法案を検討して、そして不備な点はこの法案を直してかかる方がいいんじゃないか、こういうふうな意味で聞いておるのであります。わくの問題は後日に譲りまして、この法案に対する修正はどうかということについて、お伺いをいたします。

○塩見政府委員 ただいまのは魚田開発等に関する内容になるようでございますが、これは政令で決定するべきでございますから、こまかい問題になるかとも思いますけれども、十分御意見を伺つて、それがいられるような形にすることは可能であらうと思ひます。

○川村委員 もちろん魚田の開発という意味にもなりましようけれども、魚田の開発も必要であります。沿岸魚田を改良しないと、ちようど田畑に肥料がなくなれば作物がとれないと同様に、改良しなければ沿岸魚田に魚族がなくなるのだ。従つて魚田を開発するという沖合の問題でなく、沿岸漁業の改良というものをどうしても織り込まなければならぬのではないかと。改良と開発とは絶対に違つております。開発というのは開くことだ。それから改良というのは、開いておる海に改良を加えなければならぬ。これはここで議論しても時間ばかりを費します。で、魚田の改良について具体的問題は、あとでゆつくり塩見さんとひざを交えてお話ししたいと思います。農地の改良ということはたくさん項目に上つておるが、魚田の改良というものは一つもない。ただ漁港修築と魚田開発の二つだけだ。しかし開発することも必要だが、改良することもわれ／＼は急

速度に進めなければならぬ、こういう趣旨で言つておるのであります。魚田の改良についてこの法律に織り込む意思があるかどうか。いずれにしてもこれはオーケーをとらなければならぬ問題とするならば、双方で當つてみてできないものか、こういうふうに私は申し上げたのです。

○塩見政府委員 北海道魚田開発となつておりますのは、見返り資金からこちらの方へ移されたものでございまして、この内容につきましては、ただ開発のみならず、改良も含めて行くことは可能であると考へております。

○川村委員 ただいま塩見さんは、魚田開発の中に改良を含むと言われましたが、あなたの考へならそうでしょう。しかし北海道庁の考へ方や水産委員会の委員の考へ方、漁民の考へ方は、魚田開発ということには魚田の改良は含まれておりません。これは過去の事業の成果から見ても、断じて含まれておりません。そうした専門的のこととはあなたがわかりにならないかと。あとでゆつくり申し上げることとして、ぜひこの法案の内容を修正したいという意見を申し上げるのであります。

○石原(團)委員 大蔵委員はお見えになりますけれども、農林関係の委員は一人もお見えにならぬやうで、どうも水産委員だけが残つたやうな形になつてしまいましたが、この点だけでも、はつきりと水産関係がいかに虐待されてゐるかということがわかるわけでありませう。先刻来、農林大臣と大蔵大臣との話に食い違ひがあります。これは主として農林委員長の方で主管すべき案のように心得るのであります。もう

一度委員長は農林委員長とその点を明確に御相談願ひ、さらに連合審査会を再開するか、しないかをきめて、必要あればすみやかに再開するようにおとりはからいを願ひたい。私個人としては、引続き再開の意義があると心得るのであります。

○富永委員長 本日はこれをもつて散会いたします。なお必要があれば関係の委員長と協議の上、適当な機会にさらに連合審査会を開くことにしますから、御了承願ひます。

午後三時五十二分散会